

Title	安藤精一著 近世在方商業の研究
Sub Title	
Author	速水, 融
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1959
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.52, No.5 (1959. 5) ,p.460(74)- 464(78)
JaLC DOI	10.14991/001.19590501-0074
Abstract	
Notes	書評及び紹介
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19590501-0074

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

書評及び紹介

安藤精一著

『近世在方商業の研究』

商業史の研究は、先学のいくつかの業績が存在するとは言え、最近に致るまで不当に閑却されて来た分野の一つである。その理由は様々なものがあるが、方法上わが国における経済史研究の大勢が、「商業」の役割について特殊の規定を下したからであり、又、技術的には、非常に多くの労力と時間を要する基礎的資料の整備が不完全であったからに他ならない。しかし、最近に至り、戦後急速に進展した土地制度・村落構造・農業史等の研究分野における諸業績を土台としながら、「封建社会における商品流通」の検討と言う立場から、「商業史」研究の意味が再認識される様になった。この新しい立場にたつ「商業史」は、どちらかと言えば、商業を独立した経済行為として考え、その現象追求に重心を置いた戦前の商業史に比して、商業をその時代における経済活動の一環として捉え、これを位置付けると言う点で、今後においてその発展を大いに期待すべきものがある。しかしながら、一方において、土台となるべき農村史

研究の歴史も浅いし、基礎的諸資料の整備も進んでいない。研究上の障害、困難は、その立場から言ってもむしろ倍加されていると言つて差支えないだろう。

和歌山大学の安藤精一氏は、このような研究の現状において、「近世在方商業の研究」と題する一書を世に問われた。氏は、近世初期の農村構造、土地制度に関しても既に多くのモノグラフを発表され、新しい商業史の著者としてまさに適任の資格を持って居られるし、それだけに、本書に対して寄せられた期待も大きかったのである。以下内容を紹介しつつ若干の批判を加えてみたいと思う。

第一章「序説」において氏は在方商業の「重要問題のすべてをとりあげるのではなく、……一つは農民の商人化……二つは在方商業の発達と町方商業の対立……の二点を中心としながら……考察する」（三頁、傍点引用者）と述べ、「特定の結論や、理論をたてて、それに都合のよい史料を集めるのではなく、できるだけ広く、根本史料にあたるようにつとめた」（三頁）とされる。この場合氏は、藩を一つの単位とし、藩政史料、地方史誌類を駆使しながらまとめた事を述べて居られる。

ついで第二章「近世初期の在方商業と特権商業」においては、まず領主側における初期の在方商業政策を取り上げる。近世初期、封建社会成立期において、身分の固定化が政策としてみられ、その限りにおいて、農民の商人化は禁止されたのであるが、当時既に存在していた在方商人は、特権的商人であり、町方商業と在方商業の対

立は未だみられなかった。その内にあつても町方商業保護への方向は見出し得るのである。初期に存在した特権商業には、地域的特権商業、由緒的特権商業および座的特権商業がある。立地条件によつて商業が許された在方、門前町、市場町、宿場町等の「在町」は第一の特権商業の担い手であり、また、特殊の由緒による特権商業は第二のものである。氏はこれを甲州九一色郷の場合についてみられるが、ここは家康に対する功勞という由緒から、諸国への行商が許されているのである。第三の類型を氏は未解放部落の商業に求めた。未解放部落内部での特権商業の座は、近世初期から存在したものでないが、部落全体としては特権商業の一つであつた。

この章において、氏は「特権商業」の演じた役割については何も触れて居られないし、座的特権商業の内容に未解放部落の商業以外のものを考へて居られるか否かも不明である。更に又、第二の由緒的特権商業の「由緒」であるが、これを言われるままに信ずることは果して許されるであろうか。若し許されないとすれば、特権商業（広くは商業のみにとどまらず、特権手工業、特権漁業を含めて考へても）は何故「由緒」を持たねばならなかったのか。それは、近世社会と如何なる点で矛盾し、やがては没し去らねばならなかったのかを追求するべきであろう。在方商業を著者の言う広い意味（恐らくは農村——要するに町方に対する在方と言う程の）にとつた場合、特権商業の内には確かに在方の商業もあつたに違いないし、城下町出現以前の段階では、商業はすべて在方の商業であつたらう。

書評及び紹介

七四（四六〇）

しかし、狭義の「在方商業」はもはや単なる在方の商業ではなく、特権商業と対立するものである。それ故、本書の表題となつた「在方商業」がどちらの意味にあるにせよ、第二章において展開された特権商業の記述は不満であると言わねばならぬ。「在方商業」との対立において求めるか、在方の商業の一部としてこれを位置付けるか、基本的態度を明確にしていたきたかつた。

さて第三章「近世在方商業の展開」は、紙数においても本書全体の約半分であり、著者の最も力点を置かれた個所であると考えられる。ここでは在方商業を広義の意味にとつて、その形態の上から在方の市、在方小商業、在出商業、（狭義の）在方商業の四つに分け、それぞれの地方、藩毎にそれらの実際について述べるのである。

在方の市については氏は、近世初頭を中心に全国的に盛んに開かれた六斎市を、尾張地方のそれを除いて、「近世中期以降の新しい農民的商品生産の発展の結果、市が形成されたのではない」（五一頁）とされる。従つて、「商品生産の展開と局地的市場圏」の成立において、「市」の果たした役割は、それぞれの地域差を考慮に入れたとしても、それほど大きなものではない。ただ最近研究が進んでいる尾張地方の市については「元禄・享保期における農民的商品生産の発展が、局地的市場圏の成立としての六斎市を広汎に成立せしめた」が、それは「この地方ではいまだ十分に在方商人層の発展が見られず、商品流通の組織が整備される前に商品生産が急速に進み、領主側の保護のもとに六斎市の形態をとつた」（六四頁）とさ

七五（四六一）

れている。

在方小商業は農民の消費物資に関する商業で、「貧農層の專業あるいは農閑余業的なもの」である。農民の消費生活上に應じて小商業が盛になり、農民の商人化が生ずる事は領主の身分固定政策からみて当然否定されねばならない。氏はこの小商業の禁止・統制策を加賀藩、岡山藩、津山藩、鳥取藩および長州藩等の藩政史料から抽出されている。

第三の在出商業とは町方から在方への行商形態をとる小商業で「町方小商人層による農民の日常生活必需品の販売」(一二五頁)である。ここでも岡山、鳥取、長州の三藩を中心にそれぞれの領主側による統制政策を述べて居られる。

狭義の「在方商業」は在方の商業の中核であるが、氏は加賀藩、紀州、岡山藩、津山藩、鳥取藩等の主として藩政史料に依拠しつつ、商品別に統制政策を述べておられる。近世中期以後の農民的商品生産の展開が、在方商業を成立せしめる基礎条件であるから、史料の上ではこれを統制せんとしながら制圧し得ず、ある場合は特権化させ、ある場合には藩の機関を通じて統制を加える藩側の態度を知ることができる。しかし、「在方商業」の問題の中心となる「局地的市場圏」の成立、あるいは「農民的商品生産」と言う基礎条件に因しては氏は殆んど触れられていない。これは本章の他の形態の在方商業に因しても同様である。在方商業の展開の最大の契機となったものは、言うまでもなく農民的商品生産の発展であらう。この

化もそれほど顕著ではなく、その弊害が比較的になくなかった中期頃に強かった」と言う興味深い論述を行なっている。これは何故だろうか、著者は解答を与えていない。

第六章 結論は次の九項目についての「一応の結論」からなる。

(一)近世初期の在方商業。(二)在方商業の一形態としての市。(三)在方小商業。(四)在出小商業。(五)狭義の在方商業。(六)在方商業と町方商業の關係。(七)在方商業論。(八)近世封建社会、幕末期の評價。(九)明治維新以後における在方商業統制。これらの内(一)―(四)については既に述べた如くである。ただ(五)については、農民層の階層分化の結果、(六)みではないにせよ)貧農層の農業からの離脱―小商人化と言うコースを考えて居られる様である。ここで気になるのは、貧農層のみならず、富農層においても農業からの離脱が起り、商人化して行く例の多いことである。我々は農村の質屋、穀物商人等が地主層・村役人層の出身である例を多く知っている。むしろ、この様な形態を通じて、在方商業が農民的商品生産を捉えて行くのであるから、本書にその様な意味での在方商業、在方商人の位置付けを望みたかっただのである。

結論(九)の近世封建社会の評價について、氏は「在方商業の問題を中心としながら」(四〇五頁)次の如く述べる。「何れの面においても封建社会本来の姿がうちこわされ、新しい発展が見られる一面では、なお停滞的なものも認めざるを得ない。日傭に、あるいはマニユファクチュアに、ブルジョア的な発展を見出すことができるに

前提を否定しない限り、本章に期待する読者は両者の關係の在方や、本章で示された広義の在方商業の諸形態の有機的な連関について著者が如何に解明しているかという点に興味を抱くに違いない。しかし本章ではそう言った期待は報いられた。

第四章「在方商業の発達と町方商業との關係」においては、農民的な商品生産の展開の結果発達した在方商業が、「何時までも町方商業の支配に従属することなく、両者は対立關係に入り、町方商業を衰微さすにいたる」(二四八頁)。著者は越後、信濃、紀伊の三ヶ国と、津山藩、鳥取藩、中津藩の場合について、この様な両者の關係を考察するのである。その殆んどの場合、既に領主により「商人」としての身分を公認されている町方商人を領主側が保護しているのは当然であるが、町方周辺農村における商品生産の展開に抗し得ず、条件付きで在方商業を認めて行くのが大勢であったと言えよう。しかしながら在方商業は何故領主側の保護という条件を超えて、町方商業を「圧倒」したのだろうか。と言うよりも、町方商業は何故衰微せねばならなかったのだろうか。果してそれは「圧倒」と表現しうる程の影響の仕方であったのか。そしてその場合の「在方商業」の性格には変化がみられなかったのだろうか。こう言った疑問点について史実に基いた解決を見出したいものである。

第五章「近世における在方商業論」は近世の識者の眼に映じた在方商業に関する考え方を述べて居られるが、在方商業の肯定論が「いまだ商品生産および商品流通がそれほど發展せず、農民の商人

でも、ただちに、そのみを強く主張するならば、歴史的眞実を見失う。……一つの結論を証するため都合のよいもののみを集め、論理的に筋の通ったものとしようとするのではなく、新しい面と古い面とをならべてみると、その判断に迷わざるを得なくなる。しかし、要するに封建的な面、停滞的な面のみを、あるいはブルジョア的な面のみを主張するならば、それは歴史の一面の解釈とはなるが、社会構成体の性格そのものを見失うこととなる。すくなくとも、近世中期以降、特に幕末期は、封建的なものもかなり強いことは認めなければならぬが、封建的なものをうちくずし、新しい資本主義が發展してゆく基礎が形成されつつあったことを見逃すことはできない。むしろ、新しい芽生えにこそ注目すべきである。そのような意味において、近世中期以降、特に幕末期は、前期的ブルジョア的な性格をもちつつあったと考える」(四二〇―二一頁)。氏はここで何を主張されようとしているのか。史実のもつ多様性は、ある時代の「評価」に際して一義的な決定を下す事を避ける理由とはならない。社会を一個の静止体と考えて、ある時点における断面を描けば、氏のいう「新しい面」と「古い面」は共に存在する。しかし、社会は、現実には動くものであり、速度の差はあっても、古きものは常に捨てられ、新しいものは常に生成する。氏が「前期的ブルジョア的な性格をもちつつあった」と言われる時、この社会は動くものであった。しかし、かく述べる事はある時代の「評価」たり得るだろうか。もちろん、氏の言われる如く、一つの仮定を立て、

それに都合のよい部分だけを史実の中から求める方法、あるいは社会構造の異なった場所に見出される歴史法則を当てはめると言う様なやり方は否定されねばならない。しかし、だからと言って、史実の多様性の内に埋没してしまう事は許されない。我々はその内から一定の方向を見極めねばならないし、時代の「評価」を決定すべきであらう。

著者がこの書で依拠された史料は、藩政史料が殆んどであった。従って在方商業に対する領主側の政策についてはよく知る事ができたと言える。しかし、在方商業そのものの内容はもはやこの種の史料からは求められない。やはり各地の「在方」史料から得るべきであると考えるが、これは著者も指摘する如く非常に困難であるに違いない。「在方商業」の研究であるならば、藩側の史料のみではそれこそ「一面的」な理解しかできない。何故なら実体となる「在方商業」それ自身は商人の経済行動であり、まさにそう言った点において「在方商業」としての特質を持つものであるから。

この様に考えてみると、氏の著書は、「近世在方商業政策の研究」と題していただきたかった気がする。若し「在方商業の研究」であるなら、少なくとも、最初に述べた様に、商業を経済の「環」として考える考え方から出発して、土地制度、村落構造に関する研究成果を十分に取り入れていただきたかった。また農民的商品生産との結びつき、日本における資本主義成立に対して演じた歴史的役割について、すなわち、在方商業による資本の蓄積、農民層分化、市場の

成立等の基本的問題についての検討を期待したかったのである。困難な研究分野に一つの業績を発表された氏の努力に敬意を払いつつも、問題の重要さの故に敢えて批評を試みた次第である。本書をいわば土台石の一つとして氏ならびに学界全体のより深き前進を切望するものである。(吉川弘文館発行、昭和三十三年十一月、本文四二三頁、索引を附す。七八〇円)

(連水 融)

エリーカ・ケーニッヒ著

『ドイツ社会民主党と経済独占の到来』

(Erika König: Die deutsche Sozialdemokratie und die aufkommenden Wirtschaftsmonopole, Dietz, 1958.)

一

本書は、ドイツ帝国主義史研究の共通テーマのもとに、「クチンスキーの二著 („Monopole und Unternehmerverbände“, „Protagandaorganisationen des Monopolkapitals“) 及び „Die BEWAG-Transaktion im Jahre 1931“ について出

版された。

内容は、第一章一八九四年フランクフルト党大会における独占の評価、第二章独占資本主義と修正主義、第三章独占と労働貴族、第四章一九〇〇年マインツ党大会における帝国主義の評価、の四章からなっている。

まず、各章ごとに論旨をみると、第一章では、独占に対する社会民主党の評価分析の出発点をフランクフルト党大会におく。それは、この大会が、第一に、当時十分に成長した独占体を背後に、はじめて資本主義の構造変化をとりあげたからであり、第二に、改良主義を提唱したフォルマル演説(一八九一年)が党大会のシッペル演説となった点で、機会主義(Opportunismus)の発展に一時期を劃すからであった。著者はリーダーの著書(Die deutschen Grobbanken und ihre Konzentration im Zusammenhange mit der Entwicklung der Gesamtwirtschaft in Deutschland, Jena, 1912)・ヤートルス著書(Das Verhältnis der deutschen Grobbanken zur Industrie mit besonderer Berücksichtigung der Eisenindustrie, Leipzig, 1905)およびクチンスキーの前掲著書などによって、金融資本の確立過程と、植民地侵略の推進者の姿をえがいたうえで、フランクフルト党大会の審議を分析する。

著者はまず、分析基準として、第一次大戦まで帝国主義の理論は未確立であり、他面、マルクス、エンゲルスが、予見的な形で独占理論の基礎をすえたことを指摘する。そして、この大会の審議か

ら、一方にカルテルに価格引下げの推進者、生産安定化の保証をみ、労資協調をとくシッペルの演説をとりあげ、これに、ルクセンブルグ、ショーエンランクから革命的マルクス主義者の独占体に対する評価を対置させながらつぎの点を指摘する。

第一に、シッペルの演説と実際に採択された、言葉だけ革命的な決議とのちがいに、理論闘争を極力避け、実践で浸透をはかる機会主義者の特徴と、これに対する党指導部(ハーベル、カウツキー、リープクネヒト)のあいまいな態度が示される。とくに、他ならぬシッペルに独占体調査の大会決議を担当させたことに、これはよく示されている。

第二に、採択された決議は、一面で、エルフルト綱領に依拠しながらも、マルクス主義的資本蓄積法則と、マルクス主義国家理論からはずれている。特に後者が社会民主党の根本的な弱点であった。第三に、この時まで機会主義者(Opportunismus)は、マルクス、エンゲルスを引合いにたえず、自分の発意として改良主義を提唱した点で、その後の発展と区別される。

二

第二章では、一八九四年のフランクフルト党大会で、改良主義者と革命的マルクス主義者に二分され、党指導部は折衷的態度をとったが、ひきつづいての改良主義的傾向増大の中であらわれたベルンシュタインの『諸問題』(„Die Probleme des Sozialismus“)・